

平成26年3月11日

各位

日本マクドナルドホールディングス株式会社  
代表取締役会長兼社長 原田 泳幸  
(コード番号：2702 JASDAQ)  
問い合わせ先 財務本部執行役員 今村 朗  
T E L 03-6911-6000

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年3月25日開催予定の第43回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 定款変更の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

### 2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第13条（招集権者及び議長） 1. 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。  2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、 <u>あらかじめ</u> 取締役会において <u>定められた順序</u> に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第13条（招集権者及び議長） 1. 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。  2. <u>当該取締役</u> に欠員または事故があるときは、取締役会において <u>あらかじめ定めた順序</u> に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第24条（取締役会の招集権者及び議長） 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。  2. <u>取締役会長</u> に欠員または事故があるときは、 <u>取締役社長</u> が、 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、 <u>取締役会</u> においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第24条（取締役会の招集権者及び議長） 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会</u> においてあらかじめ定めた <u>取締役</u> がこれを招集し、議長となる。  2. <u>当該取締役</u> に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年3月25日

定款変更の効力発生日 平成26年3月25日

以上